

目次

第1章 納税義務者

§ 1	概要	1
§ 2	納税義務の免除	2
①	基準期間	2
②	基準期間における課税売上高	3
③	新規開業の個人事業者	5
④	新設の法人	5
⑤	法人成り	6
(1)	新設法人の納税義務	6
(2)	法人成りの注意点	6
⑥	特定期間による判定	8
(1)	特定期間	8
(2)	特定期間における課税売上高	12
⑦	新設法人の特例	14
⑧	特定新規設立法人の特例	18
(1)	特定新規設立法人	20
(2)	基準期間相当期間	22
(3)	判定対象者の基準期間相当期間における課税売上高	23
(4)	情報の提供	23
⑨	調整対象固定資産を取得した場合の取扱い	24
⑩	高額特定資産を取得した場合の取扱い	26
§ 3	免税事業者と消費税の還付	29
①	課税事業者選択届出書	29
②	課税事業者選択不適用届出書	34
③	災害や相続による特例承認申請制度（届出書の期限後提出）	38
④	新規開業（設立）などの場合の適用時期	40
⑤	課税事業者を選択した場合の拘束期間	41
⑥	新規開業の場合の拘束期間	42
⑦	調整対象固定資産を取得した場合の取扱い	43
⑧	届出書が無効とされるケース	44

⑨	期間短縮制度の活用	45
§ 4	相続による事業承継	46
①	相続のあった年の取扱い	46
②	相続のあった年の翌年及び翌々年の取扱い	47
③	財産が未分割の場合	48
④	被相続人の準確定申告と死亡届出書の提出	49
⑤	特例選択届出書の取扱い	49
§ 5	合併による事業承継	54
①	吸収合併	54
②	新設合併	55
§ 6	会社分割等による事業承継	57
①	新設分割等	57
	(1) 新設分割子法人の判定	57
	(2) 新設分割親法人の判定	57
②	吸収分割	58

第2章 仕入税額控除の特例と調整

§ 1	棚卸資産の税額調整	65
①	期首棚卸資産の調整	65
②	期末棚卸資産の調整	67
③	新設法人の注意点	68
	(1) 資本金が1,000万円以上の新設法人	68
	(2) 資本金が1,000万円未満の新設法人	69
§ 2	固定資産の税額調整	70
①	調整対象固定資産の範囲	70
②	課税売上割合が著しく変動した場合の調整	71
	(1) 課税売上割合が増加した場合の調整	72
	(2) 課税売上割合が減少した場合の調整	73
③	転用した場合の調整	74
§ 3	輸出取引等とみなす取引	76
①	非課税資産の輸出	76
②	国外移送	78

第3章 簡易課税制度

§ 1 適用要件と仕入控除税額の計算方法	83
① 適用要件	84
② 基本税額計算	84
③ 2種類以上の売上げがある場合の計算方法	91
§ 2 適用時期	110
① 簡易課税制度選択届出書	110
② 届出書の提出制限	110
(1) 調整対象固定資産を取得した場合の取扱い	110
(2) 高額特定資産を取得した場合の取扱い	112
③ 届出書が無効とされるケース	113
④ 簡易課税制度選択不適用届出書	117
⑤ 納税義務の免除と届出書の関係	117
⑥ 適用上限額と届出書の関係	119
⑦ 新規開業（設立）などの場合の適用時期	119
(1) 課税事業者となる新設法人	119
(2) 2期目から簡易課税を選択する場合	119
⑧ 簡易課税を選択した場合の拘束期間	120
⑨ 新設法人の場合の拘束期間	121
⑩ 災害等による特例承認申請制度	122
(1) 申請書の提出期限	122
(2) 翌課税期間での取り止め	124
⑪ 災害や相続による特例承認申請制度（届出書の期限後提出）	124
⑫ 選択届出書の効力	128
§ 3 事業区分	129
① 第1種事業（卸売業）	129
○ 他の事業者	129
○ 性質及び形状の変更	129
② 第2種事業（小売業）	129
○ 性質及び形状の変更	129

③ 第3種事業（製造業等）	129
○ 製造小売業や製造問屋の区分	130
○ 賃加工業の区分	130
④ 第5種事業（サービス業等）	130
⑤ 第6種事業（不動産業）	130
⑥ 第4種事業（その他）	130
○ 中古資産や加工屑、ダンボール箱の売却の区分	130
⑦ 事業区分の判定順序	131
⑧ 日本標準産業分類との関係について	132
§ 4 事業区分のポイント	134
① 卸売と小売の具体的な区分方法	134
② 性質、形状の変更	134
(1) 軽微な加工	134
(2) 食料品小売店舗の取扱い	134
(3) セット販売、組立販売	135
③ 第3種事業から除かれる事業	135
④ 材料支給の有無	136
⑤ 工事の丸投げと建売住宅の販売	137
⑥ 飲食サービス業と宿泊業	138
⑦ テナントの売上げ	138
⑧ 手数料の取扱い	140
⑨ 医療業	140
⑩ サービス業等	141
⑪ 事業区分の具体例	141

第4章 経過措置・控除対象外消費税額等の取扱い

§ 1 経過措置	149
① 請負工事等に関する経過措置	150
② 資産の貸付けに関する経過措置	152
③ 旧税率適用取引がある場合の付表	154
(1) 原則課税	154
(2) 簡易課税	154

§ 2 控除対象外消費税額等の取扱い	166
① 支出交際費等の処理	166
② 繰延消費税額等の処理	166
③ 簡易課税を適用する場合	170

確認問題

問題 1 納税義務者

問 1 納税義務の免除	176
問 2 課税事業者選択（不適用）届出書の効力	180
問 3 相続による事業承継	181

問題 2 仕入税額控除の特例と調整

問 1 棚卸資産の税額調整	182
問 2 課税売上割合が著しく変動した場合の調整	186
問 3 転用した場合の調整	190
問 4 輸出取引等とみなす取引	192

問題 3 簡易課税制度

問 1 基本税額計算	194
問 2 2種類以上の売上げがある場合の計算	206
問 3 簡易課税制度選択（不適用）届出書の効力	218
問 4 事業区分	220
問 5 事業区分のポイント	222

問題 4 経過措置・控除対象外消費税額等の取扱い

問 1 経過措置（原則課税のケース）	224
問 2 経過措置（簡易課税のケース）	242
問 3 控除対象外消費税額等の取扱い（原則課税のケース）	262
問 4 控除対象外消費税額等の取扱い（簡易課税のケース）	264